

(第一類 第八号)

第三十三回国会
衆議院

農林水産委員会議録 第十六号

第十六号

(一一一)

昭和三十四年十二月二十二日(火曜日)

午前十時二十五分開議

出席委員

吉川 久衛君

委員長

利恭君

理事秋山

理事田口

長治郎君

理事高石幸三郎君

理事永田

亮一君

理事丹羽

兵助君

理事赤路

友藏君

理事石田

有全君

理事芳賀

貢君

理事小平

忠君

金子

岩三君

金丸

信君

倉成

正君

笹山茂太郎君

本名

足鹿

覺君

中澤

茂一君

武君

松田

鐵藏君

農林政務次官

小枝

一雄君

農林事務官

安田善一郎君

農林事務官

伊藤俊三君

農林事務官

占野靖年君

農林事務官

安井三郎君

農林事務官

長谷川鉄郎君

委員田邊國男君辞任につき、その補
同月十八日
委員田邊國男君辞任につき、その補

第一類第八号

農林水産委員会議録第十六号

昭和三十四年十二月二十二日

欠として加藤常太郎君が議長の指名で委員に選任された。
同月二十二日
委員早川崇君及び栗原俊夫君辞任につき、その補欠として田邊國男君及び實川清之君が議長の指名で委員に選任された。
同月十七日
開拓營農振興臨時措置法の改正に関する請願(平野三郎君紹介)(第二〇四五二号)
同月十八日
開拓營農振興臨時措置法の改正に関する請願(足鹿覺君外三名紹介)(第二〇五六号)
同月十九日
同(櫻井奎天君外三名紹介)(第二二二八号)
同(菊地養之輔君外三名紹介)(第二二九号)
同(芳賀貢君外二名紹介)(第二二三四号)
同月二十日
水俣病による漁業の被害対策に関する請願(池田清志君紹介)(第二二四一八号)
同月二十一日
水俣病による漁業の被害対策に関する請願(池田清志君紹介)(第二二三四号)
同月二十二日
治山事業特別会計制度創設等に関する請願(池田清志君紹介)(第二二四一八号)
同月二十三日
新生崩壊地の復旧促進に関する請願(池田清志君紹介)(第一四一九号)
同月二十四日
漁業協同組合整備促進法制定に関する請願(池田清志君紹介)(第一四五一号)
同月二十五日
農業土木災害復旧事業促進に関する請願(池田清志君紹介)(第一四五二号)

土じよう線虫防除対策事業の拡充に関する請願(池田清志君紹介)(第二四五二号)
甘しよ害虫の緊急防除に関する請願(池田清志君紹介)(第二四五三号)
農業災害補償法の改正に関する請願(岡良一君紹介)(第二五四一号)
茶業振興法制定に関する請願(前尾繁三郎君紹介)(第二五四二号)
は本委員会に付託された。

十二月二十一日
蚕糸業の恒久対策樹立促進等に関する陳情書(山形県香澄町字城北二二九名)(第八八二号)
農業灾害補償法の一部改正に関する陳情書(兵庫県議会議長細見達藏外七名)(第八八三号)
土壤線虫撲滅対策に関する陳情書(鹿児島県知事原菊太郎外五名)(第八八四号)
北海道造林費国庫助成金交付に関する陳情書(札幌市北一条西一丁目北海道林業連盟委員長宮崎定由)(第九九七号)
土壤線虫撲滅対策に関する陳情書(鹿児島県町村会長井正維)(第九八五号)
昭和三十五年度水產關係予算増額に関する陳情書(東京都港区赤坂溜池三会堂ビル全国漁業協同組合連合会長野昌恭二)(第一〇〇二号)
長理事片柳真吉)(第九九九号)
新生崩壊地の復旧促進に関する陳情書(三重県議会議長野昌恭二)(第一〇〇二号)
は本委員会に参考送付された。

○吉川委員長 これより会議を開きます。

第三十五回国会内閣提出、養鶏振興法案及び第三十一回国会芳賀貢君外十三名提出。飼料需給安定法の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。

第一条 この法律は、優良な資質を備える鶏の普及を図るために制度を定めることにより、養鶏の振興を目的とする。(定義)

第二条 この法律において「標準鶏」とは、次に掲げる鶏の品種であることを示す外形上の特徴で農林省令で定めるものを備える鶏をいいます。

一 単冠白色レグホーン種
二 横はんブリマスロッカ種
三 単冠ロードアイランドレッド種
四 ニューハンブシャー種
五 名古屋種
六 三河種

七 その他農林省令で定める品種
2 この法律において「種卵」とは、鶏の雌で農林省令で定めるところにより継続して鶏の雄と交配可能な状態におかれたものから農林省令で定める期間内に生まれた卵をいう。

ことを目的とする。」こういうのであります、続いて法案の内容を見ますと、養鶏の振興に寄与することを目的としておると言つておられます。が、どうもその点が法の精神をくんだ内容ではないというより考えられないわけであります。私どもは、こうした法律が通ることを望んでおるものでありますし、社会党の方々とも話しましたが、社会党の方々とも話しましたが、この法律を作らうとし、また作ることによって、鶏そのものの品種の改良はもちろんのこと、特に養鶏業者——というよりも、養鶏農家の福祉というものをわれわれは願つていかなればならない、かように思いますので、前回、議員立法のとき、鶏が先か卵が先かという議論が戦わされたことは御存じのことだと思いますけれども、そういう根本的な問題よりも、現実の問題として、鶏を飼つておる百姓、鶏を飼うことを業としておる農家の福祉安定といふものを考えていかなくてはならぬ。しいて言いますならば、養鶏によって農家経済の安定をはかることが、私は大いに必要なことだと思うのであります。今日のわが国の畜産の行き方といふものは大家畜中心なんですね。しかし、今度政府が小家畜にも大いなる御配慮をせられたことはけっこうであります。これは鶏が先か卵が先かの議論にひとしひばく然なるものであつて、これはほんとうの鶏を飼つておる農家経済の安定と、また、卵を食い、かしわと私どもは言つておりますが、鶏肉を食べて国民の食生活の改善をこれまで願うと同時に、卵の消費と、いうものの増大をはかつてくといふことも必要なんですが、そう

いう点がこれは全然考えられないわけです。
それから、もう一つは、以前には審議会といふもの設けて、一緒になつて養鶏の振興をはかることを考えたところにあります。審議会などというのには全然表われてもいないわけです。
〔委員長退席、永田 委員長代理着席〕
前の法案を私は全面的にいいとは考えませんが、少なくとも審議会制度といふものがあって、養鶏業者、農家といふものが養鶏の上に何を訴え、何を望み、どうしていくことの方がいいかといふことの現実を振興政策の中に織り入れていくには、やはり審議会なんかの必要があると私は思いますので、十分な話し合ひはしておりませんけれども、そういう点につきまして、一つ提案者がある政府の御意見を承らせていただきたい。また、私どもは、まだこれは申し上げるまでもなく、特に丹羽委員におかれましてはこの問題には関心を持つておられるのであります。私どもその点については全く同感であります。大家畜によつて助かるものもおれども、でき得るならば、この法律そのものが養鶏者、農家の経済を安定する、また農家経済を富ますものであるから、この法律のようにはいかない。幸いにいたしまして、本委員会におかれましても、斯界に対する学識経験の非常に深い委員の各位がおられました。幸いにいたしまして、本委員会におけるところをおくみ取りを願つて、御了承を願いたいと思ひます。幸いにいたしまして、本委員会におかれましても、斯界に対する学識経験の非常に深い委員の各位がおられました。幸いにいたしまして、本委員会におけるところをおくみ取りを願つて、御了承を願いたいと思ひます。幸いにいたしまして、本委員会におけるところをおくみ取りを願つて、御了承を願いたいと思ひます。

○ 小枝政府委員 ただいま丹羽委員から御指摘のありましたこの養鶏振興法の目的について、政府の提案をしておるが、この法律はまだ十分でない、ことに種鶏、種卵というようなものからさらに一步進んで、養鶏の経営者、業者、言葉を経営上これを特に取り入れるべきじゃないか、また、審議会についてもどう考へるか、これに対しても両党から修正案が出ておるが、どういう心がまえですか、こういう御趣旨のよう伺いました。これを提案いたしました私どもの考え方としては、かつて、お話をえいたしましては、かゝつて、お話をえました。これが、未完成ではありますが、これまでの審議会を先にうたうというこ

かえて申し上げますと、農民の農業の経営上これを特に取り入れるべきじゃないか、また、審議会についてもどう考へるか、これに対しても両党から修正案が出ておるが、どういう心がまえですか、こういう御趣旨のよう伺いました。これが、未完成ではありますが、これまでの審議会を先にうたうというこ

かえて申し上げますと、農民の農業の経営上これを特に取り入れるべきじゃないか、また、審議会についてもどう考へるか、これに対しても両党から修正案が出ておるが、どういう心がまえですか、こういう御趣旨のよう伺いました。これが、未完成ではありますが、これまでの審議会を先にうたうというこ

かえて申し上げますと、農民の農業の経営上これを特に取り入れるべきじゃないか、また、審議会についてもどう考へるか、これに対しても両党から修正案が出ておるが、どういう心がまえですか、こういう御趣旨のよう伺いました。これが、未完成ではありますが、これまでの審議会を先にうたうというこ

が、その審議会が相談を受け、詮問され、審議する分野はきまっておることは承知しておるけれども、そういう委員が指名されたとて、いまだかつて、この委員の使命はどういうものであるか、審議会はどのような相談をするかという話なんて一度もない。有名無実です。ただ役人がこういうよろいの下に隠れて仕事をしていらっしゃるから、こういう問題が社会党なんかから出てくるわけです。そういう工合にも解釈される向きがあるのですよ。これは私だけの意見なんですが、結局、そういう工合に、あなた方は、審議会なんかあまりお使いにならないし重視なさらないし、政府でやっていく。政府というか、役人だけでやってこられた過去があるから、大蔵省としても法制局にしてもとやかく言っているのじゃないか。やらぬだけのことなんですよ。だから、私は、これは作ってやるべきだという考え、その方が民主的に振興法それ自身を成長させる、こういう考え方をしておるのですが、その点について重ねて政務次官にお尋ねいたしたい。

いう点につきましては、今後、これは飼料の審議会だけにとどまらず、われ農林省に関係のある審議会については、今後十分考えて、十分な審議会の効果的な運用をはからなければならぬ、かように考える次第でござります。この審議会の精神は、いろいろな関係の問題について、衆知を集めて、いろいろ専門家、学識経験者、その他これに対する最高の知識を持った方々との意見を聞いて検討するのでござりますから、これは運用いかんによりましては非常に効果のあるものであるということは、私は十分認める次第でございます。この審議会を決して無用のものというようなことは考えておらないのであります。

が、この法案を審議するにも必要であります。今まで審議会及びこれに類する諮問機関に於てはどの委員会、どういふ問題を聽せられたか、何回くらい、どの審議会、あるいはどの委員会、どういふ問題を工合に答申なり、審議なり、また意見を述べたか、どういふ内容のものを——ただ畜産局関係ではないのであります。私は飼料だけを言っているものではない。全体の農林省関係の法令の中のものなんですが、一つそういふことを出していただけませんでしょうか。そうでないと、私の考えておるようだに、ただ作ってあるものの、無用の長物で相談をしない、こういうような思いも出てくるのですから、何も資料で与党の議員がこまかく要求する必要はないかもしませんから、おわかりになつておつたらそれでけつこうです。また私は聞く機会がありましょうから、何もそれで取り上げて問題にしようという考えは少しもない。私どもが審議会を作り、今度の法律の改正の中に入れようとしておるのでですから、もう少し政府もこの審議会といふものに重きを置いていただきたいといふ考え方でお尋ねするだけでありますから、もしわかつておりますたら、資料要求ではなくてもいい御答弁でもけつこうですから、お聞きしたい。

います。そこで、ただいま丹羽委員から御質問になりました問題は、別に肥料でなくとも、大体の了解がいければと思います。簡単ではございますが、一応申し述べたいと思います。

大体専門委員の置かれておる審議会だけにいたしまして、米価審議会、農山漁村振興対策中央審議会、臨時生鮮食料品卸売市場対策調査会、農業観測審議会、かんがい排水審議会、それから、専門委員の置かれていない審議会いたしましては、肥料審議会、飼料審議会、安定審議会、中央作況決定審議会といふようなものが大体あるわけでございます。この中でも、いずれの委員会におきましても、いろいろわれわれ知恵を授けてもらっているわけであります。ことに昨日も米価審議会の小委員会が開かれておりますが、米価審議会等は、年々大体一回の予定でございましたが、今年はすでに二回開きました。そこで、米価の算定方式については、小委員会を作りまして、きのう小委員もできまして、今後一そろこの方面で算定方式と根本的な問題についての検討を行なうような段階になっております。それから、飼料の審議会も、すでに夏二回と、この十二月になりますから一回さらに審議会を開きまして、飼料の需給安定についての振興に資しておるわけでございます。その他の審議会はおおむねいろいろな問題を作定いたしましたり、予算の要求等をいたしまするわけでございます。昨年の年度末に聞いておるわけでございますが、ことしも来年度の前に審議会を開きまして、いろいろ御相談をいたしたい、かように考

えておるのでございまして、大体最
必要なるいろいろな諸施策策定に先だ
ち、また予算のそれを使いますに先だ
ちまして、いろいろと御検討をお願い
する、こういうような方針で、農林化
といったましては鋭意これを活用す
というような方針に立って進んでおこ
わけでございます。

要求はそれ以上必要がありませんから、かりに要求のように聞こえておつたらお取り消しをいただいて、必要はないのですから、それで十分承知します。ただし、せっかく衆知を集めての法の運用を考えていただし、また振興を考えていただくのですから、今後は、この審議会を、農林省関係は十近くもあるのですから、できるだけ意見を徴せられる機会を持たれるようになつた方が最も効率的な形でいく、こういうように思つて申し上げておきます。

私は、登録制度や外形標準のことについても聞きたいのですけれども、芳賀さん大へんお急ぎのようでありますので、これで養鶏振興法についての質問は終わらしていただきたいと思います。

。それから、続いてせっかく出ておりまするから、社会党から出ておりまするから、社会党の方御答弁願えますでしょうか。——せっかくお尋ねをしようと思つたけれども、提案者がおいでになりましたし、説明者がおいでになりますので、あなたの方でも提案の内容が説明できぬようなことでは困りますから、また説明できる機会に質問をして、いたくことにいたしまして、私は、この法律の質問は留保しておきまして、終わりたいと思います。

○永田委員長代理 芳賀貢君。

○芳賀委員 政務次官にお尋ねしますが、ただいま付託されております養鶏振興法案は、これは四月の三十日に提案理由の説明だけが行なわれておる。その後、きょう初めて与党の丹羽委員が質問されたのでありますが、この養

鷄振興法案の内容を見ると、われわれとしては、せっかく政府が御提案になつたにもかかわらず、内容がまことに空疎であって、この程度のことであれば、わざわざ立法措置を講ぜられてやるまでのことでなくて、行政的な措置でもやれるじゃないかとも考えますが、政務次官のお考へはしがですか。

○小枝政府委員 ただいま芳賀委員から御質問のありました点についてであります。おっしゃるように、内容については、われわれもまだ十分なものではないと考えております。ただこれは法律がなければできぬような問題もあります。しかし、芳賀委員も御承知のように、わが国の農村の実情から見まして、政府といたしましては、処置について生きものの扱いでございまして、なかなかむずかしい点もあるのです。ございまが、一つ、でき得るならば種鷄でありますとかいうような問題について、基本的な問題だけでも整えておきたい、こういうつもりでございまして、なお不完全な点については、今後、芳賀委員を初めとして、この委員会においては権威ある農政に通じられた方々が多いのでございまして、そういう意見も尊重し、それも伺いまして、今後十分充実するような方向に進みたい、こういうふうに考えておるわけであります。

○芳賀委員 先ほど丹羽委員も発言されました、この養鷄振興法案については、二十八国会において、参議院の議員提案で、法案が参議院先議で、参議院は成立して、衆議院に回りまして、当委員会でこれは不成立に終わつた経緯がある。あの当時の法案の内

養鶏農家の数は全国農家の約七割の四百二十万戸を占めておる。産卵能力についても飼養羽数は約五千万羽を数えるに至つておる。その結果鶏卵の年間生産量は八十億個に達しておる。さらに鶏肉等を加えた養鶏生産物の粗生産額は年間一千億円に達しておる。こういう推定の数字が出来ております。この点だけを考えても、政府が指摘しておる通り、ほとんど日本の零細な農業經營の中に養鶏という問題はもう融和しておるわけですね。やはり不可欠なものであるということは当然言えるわけです。ですから、これをどの面から振興させるかということが問題になるわけであつて、一つの方法としては、政府が言うように、まず種鶏の改良をすることによって、年間の産卵率を上昇させて、そして經營上からいつても農家が非常な利益になるといふような、そういう結果を招来すると、いうことに対しても、これは別に異論はないのですが、ただこの優良種鶏の普及をやるだけで、全国四百二十万戸の養鶏農家の經營、養鶏振興ができるということは、直ちに期待できないと思うのですね。ですから、やはりその場合には、この一般養鶏農家というものを対象にした、たとえば飼料の価格安定の問題であるとか、あるいはまた、鶏卵は季節的に非常に価格が暴騰低落が多いわけであるから、やはり安定した鶏卵の価格維持ということも必要であろうと思ひます。しかし、また、このように年々生産が上昇する場合においては、当然これは消流面における対策というのも伴なつて必要であると思うわけであります。ですから、せっかく振興法をお出しにな

るという場合においては、この種鶏の普及制度あるいは登録制度をとると同時に、一方においては、養鶏農家に直接的な影響のある飼料問題であるとか、鶏卵、鶏肉の価格問題であるとか、あるいは潮流対策等の問題についても、この法律の中においてそれを整えて、そして強力に進めるということであれば、われわれとしても、この法案の目的に対して全面的に賛意を表すことができると思うのであります。が、この点が全く欠けておるのであります。ことしの春提案されて以来、あるいは各方面からいろいろな批判とか要望もあるわけであるから、それらを政府としても御検討になつた結果、たとえば、この法案では内容が不備であるからして、むしろ政府から進んで内容を整つたもの用意したいというような御意図はないのですか。

○芳賀委員 それはその程度の御答弁です。が、私の言うように、丹羽委員もそうなんですが、この程度の法律じゃ運用で十分できるじゃないかというふうな指摘が行なわれておるのであります。畜産局長はどうなんですか。

○安田政府委員 小枝政務次官から御答弁申し上げましたように、芳賀委員のおおっしゃる法案の骨子でござりますが、養鶏の対策全体としましては、この政府案はその一部でござりますから、当然いろいろなことを成案を得次第やるべきであると考えておるわけであります。その点は、おもには予算を計上する、あるいは政府資金をワクク組む等の制度を整えまして、なお成案を得ましたならば——と申しますのは、生鮮食料品調査会とか、家畜取引制度改善調査会等を本年度やっておりますので、まだ未答申の分がかなりござりますが、答申を得ましたならば、それを尊重いたしまして、法案を要するものは今後もその努力をすべきだと思っておりますが、さしあたりは、孵化業者の登録等につきましては、実は本年度の予算にそれを行なうことができる予算を計上いたしましたわけであります。約三百万円以上でありますが、しいて業者の登録をせずに、標準鶏からする種卵及びそれから生産するひなに表示制度を設ければ十分であろう、表示がむずかしいときは、政府が知事をして

認定せしめるならば足りるであろううで、政府案のようになつておられます。が、その間を考えますと、軒轅業者の登録運用によろしきを得れば、般農民の保護になり、優良ひな配給を受け、販売を受ける養鶏農家の保護になります。また、研究中のことにつきまつたので、予算の計上等とともにこみ合せますれば、そういうこともし、一つの方法ではないと思うのであります。また、研究中のことにつきまつても、養鶏、鶏卵、鶏肉ばかりでなく、生鮮食料品あるいは家畜で、こまかく検討をされ、そこでさらにこまかく検討をしますが、さらにこの両調査会の御答申を、養鶏専門の審議会等がありと仮定しきれば、そこでさらにこまかく検討をされることはいいことじやないか。また兩価値、鶏肉の需給及び価格の調整等も、私どもは、本法案によりましては、駄目です。今段階じやないかと思って、本法案を提案いたしたのでござりますが、先ほど申し上げました両調査会の御意図等を骨子にしまして、具体的に鶏卵、鶏肉等の需給、價格等について御審議を賜わる審議会等も一つの案じやないか。また、それに応じまして、先ほど申しました予算、政府資金等を制度化して計上いたしまして、それをもって策定をしようとすることの裏打ちになるような、種鶏、卵化業者及び養鶏一般の經營をする農家、これは大規模、小規模の農家、両方あります。が、いかなる経営にてもよろしい、経費を節減するのはどうしたらいいか、そういうふうなことについての一一番基礎になる、国、県等の助成措置に関する面等は、

精神的に見ましても私どもの考え方と差
ございませんので、このような法案が
政府から提案せずに、すなわち法案が
よらずにやろうと思つておりますが、
改善に関する法律がござりますから、こ
れが運用よろしきを得れば、現行法を
もしまして十分目的を達し得る。

〔永田委員長代理退席、委員長差
席〕

出るということはわかりますが、たな差といふものは出ないと思う。むしろ、一般養鶏農家に当てはて考へる場合は、飼育管理の方法等によつて、同じ品種の鶏であつても産量において大きな差異が生ずるといつても、ただ品種の改良だけやれどことになると思うので、こういう点についても、いかないと思うのですが、こ^レ点いかがですか。

○安田政府委員 御指摘通りだと、いますが、畜産經營をする上において、まず養鶏の環境衛生と申しまで、衛生対策が非常に重要でございまして、白痢や白血病等が蔓延いたしましたが、これが蔓延いたしましたと、その代の鶏ばかりではなく、後代といふとか、遺伝もいたしまして、非常に能が落ちるわけであります。また、あわまして産卵能力が、現実に国立牧場あれば三百卵ぐら、一般農家は全卵平均すれば百九十個であります。家業の品種改良としましては、養鶏は畜産の中でも最も進んでおるものであります。だから、優良種鶏を増産して、改良普及をいたしまして、効率的に種鶏業者、孵化業者、農家の順に配給、販賣を受けますれば、三百個と百九十二個の差は一挙に縮まるとは思いませんが、もう数カ年で全国平均は二百個になります。つまり、十一年後くらいには二百二、三十一個の目標を達成する見込みが技術的研究で立っております。しかし、これにつきましては、当然お話をのように改良

品種の優良鶏が普及するということだけでは、その能力を十分に發揮できませんから、各種の措置が要ると思います。

○芳賀委員 北海道の場合なんか、飼育条件から言うと全国で一番劣悪なんですね。それでも、特別の優良種卵から孵化されたひなの養鶏でなくとも、やや完全な飼育をやれば、年間大体二百五十個ないし二百六十個くらいの産卵は現実にしておるのであります。そうなりますと、ただ種鶏の改良だけを重点にやっても、それでも効果は上がるとしても、全国の養鶏農家に対する、養鶏に対する考え方というものは、さらに濃密にしてもらって、経済的に養鶏といふものは農家経済の分野において相当さざえるとなるといふようなPRをやつたり、あるいは、鶏舎の設備にしても、あるいは飼育管理の方法等にしても、あるいはまたそれを販売する場合の集積的、自發的に種鶏改良等が盛り上荷、貯蔵とか、販売の方法の改善等を積極的にやれば、これは農家を中心とした生産者側の意欲によって、私は積極的にやれると思つておるところですが、より効果的であると思ひますが、政務次官はどう考えますか。

○小枝政府委員 ただいま芳賀委員のおっしゃるように、全面的に養鶏振興の熱意を農民層にあふれさせて、そういう御意見についても、私も同感であるのであります。ただ、私どもの考えております

のは、そういうことになる段階といったおりませんと困りますので、基本から整えていきたいといふような考

え方から、この法律いたしましては、種卵、種鶏の問題に重点を置きました

して、そこから全体にその恩恵が普及するようにといつもりでございま

す。理想いたしましては、芳賀委員のおっしゃるよう、農民層に養鶏に

対するいろいろな知識、いろいろな考

え方が充実して参りまして、そういう

ふうなところと日々相待つていくことができれば、これが一番いいのではな

かるか、こういうふうに考えております。

○芳賀委員 先ほども、畜産局長は、

飼料問題については、飼料需給安定法

という法律があるから、その運用の中

で解決ができると言つて、あの鶏卵

とか鶏肉の価格の安定の問題とか、そ

れから消流対策の問題とか、あるいは

設備改善等の問題等については、この

法律は全然触れていないのです。す

べからその点に対しても、政府が、あれ

はもうかまわぬでおいても何とかなる

のだということであれば別なんです

が、もう少し熱意を示してもらわぬ

こと、せっかく法律を出して、これを通

じて、そうして需給均衡をはからなければ

ばならぬというような方向もここに若

干出ておる。そうなると、卵を安い方

で安定させるといふことになれば、こ

れは経済的に見ると振興と逆行するの

だけではなくて、もちろん品種改良

によって産卵率を上げるということに

も、これはコストを引き下げるに

なるし、また重要な点は、養鶏の

価格といふものが鶏卵のコストには

重なる影響をもたらすわけです。す

べから、そういうことになると、やはり

の価格といふものが鶏卵のコストには

重大な影響をもたらすわけです。そ

ういう点に対しても、細部にわたっての

配慮といふものは何を講ぜられていない

わけです。飼料需給安定法があるか

ないわけです。飼料需給安定法があるか

ないわけです。

改正案の第一点でございますが、現行法の五条第二項を改正いたされまして、政府が取り扱います輸入飼料の政 府の売り渡しは一般競争入札によるこ とを原則にしてあります。この道をやめる。また、その反面、輸入飼料の 売渡は、養畜を行う者が直接又は間接の構成員となつてゐる団体、すなわち農業団体または連合会だと思いますが、そのうちで特定に農林大臣の指定するものに対し行うものとするといふことでござりますが、濃厚飼料で一般的にも市場に一番たくさん出でておる品物、また同時に政府が操作する濃厚販売飼料行政の最大の対象といたしておられますふさまでつきまして、どうしても市販になるものはえさ用に主として行くことは性質からいってあります が、広く一般的に操作をいたしたい、こういう見地からいたしまして、農業団体のみに政府が売り渡すのはむしろ やはり現行法の方がいいんじゃないのか。現行法には、「政令で定める特別の事由があるときは」、——たとえば災害対策とか他の用途に流れそうな飼料の場合、大豆かすとか専管ふさまと称しておる特殊の規格のふさまでありますとか、そういうものは特定の者に「指名競争契約又は隨意契約によることができる。」と明文がございまして、現在も、数個の農業団体を中心としたものに、配合飼料の原料である飼料は飼料製造工場に、これを限定して売つておりますので、十分改正の意のあるべきじゃないかと思います。

第二の改正点でございますが、これでは政府所有小麦の売り渡しに関しますが、第七条に關する改正でございますが、その改正点といたしまして、「国内の飼料の需給がひつ迫しその価格が著しく騰貴した場合において」政府所有の小麦を飼料需給安定審議会に譲りまして、「政府は」——この場合は「農林大臣」ということだと思いますが、農林大臣が「その小麦から生産されるふすまの譲渡又に使用に關し」「その他必要な条件を附することができる」という規定を改められまして、政府の権限を発動する場合にもう少し条件を緩和する。すなわち「飼料の需給及び価格の安定を図るため必要があると認めるとときは、」政府所有の小麦を売り渡す場合に、飼料需給安定審議会に譲りまして、「ふすまの譲渡又は使用に關し」「必要な条件を附するものとする。」この「ものとする」というのは「ねばならない」ということだらうと思いまして、「一般的には、この問題は、小麦を食糧用として扱うものが非常にたくさんのございまして、食糧用以外におきましても、国内生産の麦は食糧管理法がありまし、輸入する小麦につきましても食糧用のものが飼料用より多いわけでございますので、政府所有小麦全般から出て参ります小麦粉のこととも考えなくちゃやいかぬ。そのふすまの必要のために、特に他の飼料をも含みました飼料の需給及び価格の安定のために、政府所有の小麦全般について、それから生産するふすまを条件づけるのは、まず第一になすべきことがあるのじゃないか。すなわち、それは、輸入等のこととも考へ、供給量を豊富にすることを考えて、そうしてふすまの需給

飼料も重要なウエートを持ちますが、これがどうかと思うのであります。それで改訂する必要はないのぢやないか、もののウエートから申しまして、議會でございますが、これには從來専門委員がございませんでした。それから専門委員を置きました。専門委員は「学識経験を有する者の中から審議会の推薦に基いて農林大臣が任命する」ということでござりますが、目下は農林省の畜産局がいわば専門委員のような役目をしまして、飼料需給安定審議会の庶務事項を取り扱っているわけであります。他に別の意見もあるかも知れませんが、目下、私どももしましては、専門委員の役目は十分農林省が果しますから、予算もございませんので、必要はないかと思ひます。他に同種類の審議会があるわけでござります。その例は丹羽委員の御質問に対しまして小枝政務次官がお答えになりましたが、その場合に専門委員がある審議会は例なしとしないので、これは置くことに対するかとか、しいて置かずしてやるかという立法意図の問題だと思ひます。ですが、目下、私どもは、今年度は予算がございませんから、法律に専門委員を設置していないのとあわせまして、その必要はなかろうと思つてゐるわけであります。

で、研究いたしました結果の私どもが意見をそのまま申し述べさせていたたきますと、以上のようなことになります。
○小枝政府委員 ただいま芳賀委員から御質問の飼料需給安定法の改正をうなげりますと——この仕事を担当している方から申しますと、大体現行法で差つかえなかろう、かように考えていて、これがであります。
○若賀委員 これは社会党から出しておられますし、私が提案の代表になつているので、ここで政府と議論する気はない。法律の改正が行なわれればいい問題ですが、ただ、この法案を出して以来、局長も政務次官もこれを軽く考へておられるようですが、相当影響があるのですよ。たとえば、飼料業者の関係あるいは国内の製粉業者の関係とか、こういう関係については、相当われわれの考えている以上の影響を与えてゐるわけです。

て、そういうして結論についても同時的結論を出すべきである、そういう紳的な話し合いで今日に至つておる。すから、政府の方であまりそっけないやうなことになれば、私たちも、はり、それではその内容の空疏な養育興法案のこときも、これも直ちに法律化する必要はないぢやないかといふことにもなると思うのです。ですら、その辺の点は、これは局長は事務的に検討の結果を言われたのだから及しませんが、小枝さんは、政治的立場でこの二法案をどう扱うべきか、いうお考えがあつて出席されておると思うのです。その御所見を承りたい。

○小枝政府委員 実はまだ検討中でござります。これは早く私どもといたしましてもこの結論を得たいと考えております。おっしゃるよう、今日の飼料の問題には、政府といたしましては、鋭意熱意をもつて、この養鶏といい、あるいはこの畜産全般について手を打つて、大なこれらの業界の基礎をなすものと考えまして、常に熱心にやつておるわけでございます。しかしながら、今日業界におきましても、またこの飼料の今日の状況から見ましても、いろいろ今後努力すべき点が多くあることは、申し上げるまでもないことでございまます。私どもといたしましても、意思を統一いたしまして、至急にこれをに対する結論を得たい、かように考えておるわけであります。

○芳賀委員 委員長に申し上げますが、高石さんは委員長代理で席に着いておられ、委員の出席が少なく、私が質問しておるわけですが、これは委員会の運営上からいってもまことに遺憾の如いだ結論を出すべきである、そういう紳的な話し合いで今日に至つておる。すから、政府の方であまりそっけないやうなことになれば、私たちも、はり、それではその内容の空疏な養育興法案のこときも、これも直ちに法律化する必要はないぢやないかといふことにもなると思うのです。ですら、その辺の点は、これは局長は事務的に検討の結果を言われたのだから及しませんが、小枝さんは、政治的立場でこの二法案をどう扱うべきか、いうお考えがあつて出席されておると思うのです。その御所見を承りたい。

なことであつて、成立しておるかいなかと、ということは別に発言する必要はない問題ですが、このような状態で、一体、委員長においても、また自民党の諸君においても、早く通せ通せと言つておるが、審議に全く熱意を失つて、こういう状態で法案の審議ができるかどうかという点について、委員長にお尋ねしたいと思う。

○高石委員長代理 理事会の申し合わせによりまして、今日は両案とも審議するというような関係で、皆さんそのつもりでおると思うのです。しかし、御指摘の通りのことはよくわかります。委員長も、こういうことを心配され、一応この辺で保留して持ち越したらどうかということでありました。が、芳賀委員御熱心の余り進行したわけがありました。

○芳賀委員 やめてくれというのですか。

○高石委員長代理 保留するかどうかといふことです。今日はこれで散会していただきたいがですか。——それではきょうはこれで終わります。本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十五分散会

昭和三十四年十一月二十五日印刷

昭和三十四年十一月二十六日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局